



令和7年10月3日15時30分

近畿地方整備局

宅地建物取引業者に対する監督処分について

近畿地方整備局は、明治株式会社に対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分をおこないました。

詳細は別紙のとおりです。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課

課長 よしだ はるとも 吉田 治智（内線6651）

課長補佐 こじま ゆきひさ 小島 之尚（内線6652）

電話 06-6942-1141（代）

別紙

宅地建物取引業者に対する監督処分について

明治株式会社の宅地建物取引業法違反について、国土交通省近畿地方整備局は、本日、同社に対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1. 処分内容

宅地建物取引業法第65条第2項に基づく業務停止

(1) 業務停止期間

令和7年10月17日から令和7年10月23日までの7日間

(2) 停止を命ずる業務の範囲

宅地建物取引業に係る全部の業務

2. 処分理由

被処分者は、その従たる事務所である神戸支店において、唯一の専任の宅地建物取引士が令和4年8月31日に退職し、不在であったにもかかわらず、新たな宅地建物取引士を設置しないままその事務所を移転し、京都支店として新たに開設する旨の届出をおこなった。

その後、この事務所において専任の宅地建物取引士が交代した旨の届出をおこなったが、交代までの間、交代前の専任の宅地建物取引士が在職していたとする届出は事実と異なっていた。この結果、新たに専任の宅地建物取引士を設置する令和6年7月18日までの間、法の規定に適合しない状態を継続させた。

このことは、法第31条の3第3項の規定に違反し、これは法第65条第2項第2号に該当する。

(参考)

商号又は名称 明治株式会社

代表者 西園寺 優真

所在地 大阪市浪速区戎本町一丁目9番21号

免許証番号 国土交通大臣(1)第9806号

免許年月日 令和2年10月20日